

## 藍住町新商品開発等支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町内事業者が行う新商品の開発及び新サービスの提供に要する経費について、藍住町新商品開発等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、藍住町商工業振興事業交付規則（以下「規則」という。）の定めによるほか、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 この補助金は、ふるさと納税の返礼品登録を目的に町内事業者等が行う新商品の開発及び新サービスの提供に要する経費に対し、予算の範囲内で補助することにより、本町における地域産業の振興を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内事業者等 町内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者又はこれらの者が組織する組合又は任意団体。ただし、この要綱の趣旨に沿う者として町長が特に認める場合はこの限りではない。
- (2) 新商品 新しい素材等を利用した従来品より優れた商品
- (3) 個社事業 町内事業者等が単独で商品開発に取り組む事業
- (4) 連携事業 複数の町内事業者が連携し、共通の商品開発に取り組む事業

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助金対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 申請日時点において町内で事業を1年以上継続している町内事業者等
- (2) 個社事業又は連携事業に取り組む者
- (3) 本事業で開発した商品を町のふるさと納税返礼品として登録できる者
- (4) 町税等の滞納がない者
- (5) 公序良俗に反する事業等を営んでいない者

### (補助回数)

第5条 本要綱に基づく補助は、補助対象者に対し、一会計年度内1回とする。ただし、繰越は、繰越申請書（様式第7号）を提出し、許可を得ることとする。また、申請した事業について、繰越は次年度への1回とする。

### (補助対象事業)

第6条 補助金の交付の対象となる事業は、当該事業計画に掲げる内容で、次の各号のい

いずれかに該当するものとする。なお、申請日の年度内事業を対象とする。

(1) 新商品、新サービスの開発のための事業で、次のいずれかに該当するもの

- ア 商品・サービスの試作品の完成まで
- イ 商品・サービスの分析・評価
- ウ 商品・サービスの改良
- エ 知的財産権等の調査

(2) 開発した新商品、新サービスを紹介し、販路拡大のために行う事業で、次のいずれかに該当するもの。なお、申請日前1年以内に開発した新商品を対象とする。

- ア 販売することを主な目的としない展示会、商談会等への出展
- イ ウェブページやパンフレット等の製作又は刷新等の広報に結び付くもの

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業に係る経費で、別表1に掲げるものとする。ただし、当該事業において国、県等からの補助金を受ける場合には、国、県等の補助金額を差し引いた額とする。

(補助金の額及び補助率)

第8条 補助金の額及び補助率は、別表2のとおりとする。

2 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の末日までに補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 定款又は会則等の写し（個人事業主の場合は本人確認書類及び開業届等営業実態を確認できる書類）
- (2) 補助対象事業計画
- (3) 補助対象経費に係る支出することを証する書類
- (4) 町税等の納税状況調査同意書
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第10条 町長は、前条の申請があった場合に、当該申請の内容を審査し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は補助金の交付を決定する場合において、条件を付することができる。

(変更の申請)

第11条 補助金の決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、前条第1項の規定による通知を受けた後、計画に変更が生じたときは、補助金変更申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第12条 補助金交付決定者は、事業完了後から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い方までに、実績報告書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助対象経費に係る支出をしたことを証する書類
- (3) 補助対象事業の実施状況を示す成果物等
- (4) ふるさと藍住応援事業協力事業者参加申込書
- (5) その他町長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第13条 町長は、前条の実績報告があった場合に、当該申請の内容を審査し、補助金の額の確定通知書(様式第5号)により補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第14条 補助金交付決定者は、前条に規定する確定通知を受けた場合、速やかに補助金請求書(様式6号)により請求するものとする。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第15条 補助金交付決定者がこの要綱の規定に反したことが判明した場合は、町長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付を受けている補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年9月21日から施行する。

別表1（第7条関係）

補助対象経費	謝金、旅費、借損料、産業財産権等取得費、展示会等出展費、調査分析費、広報費、原材料費、試作・実験費、等
--------	---

別表2（第8条関係）

区分	補助上限額	補助率
個社事業	30万円	2分の1
連携事業	100万円	2分の1